

人を対象とする生命科学・医学系研究倫理審査に関する規程細則 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本細則は、本会が次の各号について審査を行う際に適用する。</p> <p>(1) 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号、<u>令和4年3月一部改正。</u>)の適用範囲に該当する研究</p> <p>(2) その他、人を対象とする薬学系研究</p> <p>(附則)</p> <p>施行期日</p> <p>本細則は、平成26年9月21日から施行する。</p> <p>本細則は、平成26年10月1日から施行する。なお、従前細則の「総括研究者」は「研究責任者」、「分担研究者」は「研究者」に読み替えるものとする。</p> <p>本細則は、平成30年3月22日から施行する。</p> <p>令和3年3月23日倫理指針統合に伴い、「人を対象とする医学・薬学系研究倫理審査に関する規程細則」より名称変更し、令和3年10月14日改訂。本細則は、令和3年10月14日から施行する。</p> <p><u>令和4年3月10日倫理指針一部改正に伴い、令和4年9月1日一部改訂。本規程は、令和4年9月1日から施行する。</u></p>	<p>(適用範囲)</p> <p>第2条 本細則は、本会が次の各号について審査を行う際に適用する。</p> <p>(1) 「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」(令和3年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号)の適用範囲に該当する研究</p> <p>(2) その他、人を対象とする薬学系研究</p> <p>(附則)</p> <p>施行期日</p> <p>本細則は、平成26年9月21日から施行する。</p> <p>本細則は、平成26年10月1日から施行する。なお、従前細則の「総括研究者」は「研究責任者」、「分担研究者」は「研究者」に読み替えるものとする。</p> <p>本細則は、平成30年3月22日から施行する。</p> <p>令和3年3月23日倫理指針統合に伴い、「人を対象とする医学・薬学系研究倫理審査に関する規程細則」より名称変更し、令和3年10月14日改訂。本細則は、令和3年10月14日から施行する。</p>	<p>(変更)</p> <p>(追記)</p>

